

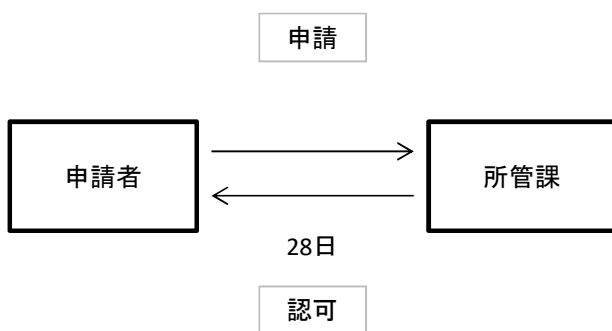
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 22

処 分 名	土地区画整理組合の設立の認可	
処 分 の 概 要	土地区画整理組合の設立を認可する。	
根 拠 法 令 名	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	
条 項	第14条第1項	
所 管 課	都市デザイン課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	28日	
標準処理期間	計	28日
審査基準	土地区画整理法第21条第1項, 第2項の認可基準及び要領に定める基準	
<p>【根拠法令等】  土地区画整理法  （設立の認可）  第十四条 第三条第二項に規定する土地区画整理組合（以下「組合」という。）を設立しようとする者は、七人以上共同して、定款及び事業計画を定め、その組合の設立について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、組合を設立しようとする者がその申請をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>（設立の認可の基準等及び組合の成立）  第二十一条 都道府県知事は、第十四条第一項から第三項までに規定する認可の申請があつた場合においては、次の各号（同項に規定する認可の申請にあつては、第三号を除く。）のいずれかに該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。  一 申請手続が法令に違反していること。  二 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項の規定による都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。  三 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によつて市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。  四 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。  2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第七条第一項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第四条第十二項に規定する開発行為が同法第三十四条各号のいずれかに該当すると認めるときでなければ、第十四条第一項又は第二項に規定する認可をしてはならない。</p> <p>組合等施行土地区画整理事業に関する認可事務等処理要領</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。